

## 鞆の浦しおまち海道プロモーション業務仕様書

### 1 業務の名称

鞆の浦しおまち海道プロモーション業務

### 2 業務の目的

本業務は、鞆の浦しおまち海道サイクリングロード（以下「しおまち海道」という。）の認知度の向上を図るとともに福山市内におけるサイクリング人口の裾野拡大及びサイクリングガイドの育成を目的とする。

### 3 業務委託金額（上限）

2,700,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

### 4 履行期間

契約締結日から2026年（令和8年）2月27日（金）まで

### 5 業務内容

しおまち海道の認知度向上及び福山市内におけるサイクリング人口の裾野拡大を目的に、次の業務を行うこと。

#### （1）サイクリングイベントの企画・実施

幅広い世代を対象とし、サイクリングの気軽さや楽しさがより実感でき、サイクリングを始めるきっかけとなるようなイベントを実施すること。

##### ア 開催時期

契約日から2025年（令和7年）12月26日（金）までに1回以上実施すること。

##### イ 開催場所

しおまち海道及び周辺地域

##### ウ イベント内容

・サイクリング人口の増加、サイクリング文化の定着へつながる内容を鞆の浦しおまち海道サイクリングロード振興協議会（以下「協議会」という。）と連携し、企画及び運営すること。

・サイクリング初心者でも気軽に参加できる魅力あるイベントとすること。

・自転車の安全利用の促進につながるような内容になるよう取り組むこと。

##### エ その他

・参加者募集要項の作成及び参加者募集を行うこと。

- ・イベント開催に係る全体統括（会場調整、講師等との連絡調整、当日の会場統括等）を行うこと。
- ・実施に係る、法令上必要となる申請・許可の手続及び費用については本業務に含むものとする。

## （２） ガイド育成講座の実施

しおまち海道を利用する方が安全に走行するため、しおまち海道を案内するサイクリングガイドの人材育成を目的とした講座等を実施すること。

### ア 開催時期

契約日から２０２５年（令和７年）１２月２６日（金）までに１回以上実施すること。

### イ 開催場所

しおまち海道及び周辺地域

### ウ 内容

・サイクリングガイドとして必要なスキル（しおまち海道の基礎知識、安全性等）に関する講座とすること。

### エ その他

- ・参加者募集要項の作成及び参加者募集を行うこと。
- ・講座等の全体統括（会場調整、講師等との連絡調整、当日の会場統括等）を行うこと。
- ・実施に係る、法令上必要となる申請・許可の手続及び費用については本業務に含むものとする。

## （３） ＰＲ動画の制作

しおまち海道の走行風景や疾走感、道中の見どころ、コンテンツ等の魅力がターゲットに対してより効果的に伝わるような動画を制作すること。

### ア 制作期間

契約日から２０２５年（令和７年）１２月２６日（金）まで

### イ ＰＲ動画の仕様

- ・動画の時間は１５～３０秒程度で、様々な情報媒体に使用できる形式で動画を制作すること。
- ・既存のしおまち海道ＰＲ動画を編集もしくは新たに制作しおまち海道ＰＲ動画を制作すること。

## （４） 情報発信

しおまち海道公式ＳＮＳ等を運用し、上記５（１）（２）で実施するサイクリングイベント

及びサイクリングガイドの人材育成講座等の告知や上記5（3）で制作したPR動画の発信を定期的に行うこと。また、契約日から2026年（令和8年）2月27日（金）までの間に、SNS投稿強化期間を設け、期間中は2～3日ごとに投稿を行える体制を整えること。期間については、発注者と協議の上、決定する。

#### （5） アンケート調査

サイクリングイベント及びガイド育成講座参加者にアンケート調査を行うこと。  
なお、調査項目については、発注者と協議の上、決定する。

### 6 成果物

本業務に係る成果物及び実績報告書（上記5（1）から（5）の実施概要、実績、効果、記録、写真、動画、データ等）を提出すること。また、本業務における各媒体の情報接触量及びプロモーション内容等の実績を報告すること。

### 7 留意事項

- （1） 計画・実施については、発注者と十分協議して行うこと。
- （2） 契約後、業務実施に係る計画書を提出すること。
- （3） 業務の実施に必要な経費や著作権利用料・保険費（インフルエンサーなどの著作権料費、消耗品費、管理費、イベント保険なども含む）は契約金額に含まれるものとし、仕様書内に特段の記載がある場合を除き、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。
- （4） 受注者は、業務従事者（以下「従事者」という。）の名簿を事前に発注者に提出すること。異動のある時も同様とする。
- （5） 従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。
- （6） 業務の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- （7） 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。  
ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- （8） 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律を遵守し、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止など安全管理措置を講じ、その内容を発注者に報告すること。また、漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに発注者に報告すること。
- （9） 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。
- （10） 本業務の履行に伴い発生する成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利含む）は、全て発注者に属するものとする。

- (1 1) 本業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本成果品の制作に関与したものについて著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (1 2) 本業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じたときは、発注者、受注者協議の上、解決するものとする。

以上